

※ 利用料金は、①『サービスの提供に要する費用』 ②『生活費』 ③『居住に要する費用』

	対象収入による階層区分	サービスの提供 に要する費用 ①	生活費 ②	居住に要 する費用 ③	計 ①+②+③
1	1,500,000円以下	10,000	48,764	40,400	99,164
2	1,500,001円～1,600,000円	13,100			102,264
3	1,600,001円～1,700,000円	16,200			105,364
4	1,700,001円～1,800,000円	19,200			108,364
5	1,800,001円～1,900,000円	22,300			111,464
6	1,900,001円～2,000,000円	25,300			114,464
7	2,000,001円～2,100,000円	30,300			119,464
8	2,100,001円～2,200,000円	35,500			124,664
9	2,200,001円～2,300,000円	40,500			129,664
10	2,300,001円～2,400,000円	45,600			134,764
11	2,400,001円～2,500,000円	50,700			139,864
12	2,500,001円～2,600,000円	57,800			146,964
13	2,600,001円～2,700,000円	65,000			154,164
14	2,700,001円～	65,748			154,912

※ 上記料金表は一般的な居室の金額。一部居室は、日当たりにより3,000円減額した料金となります。

- ※ 1、上記利用料金の他に自宅で使用した電気、水道、電話等の料金は自己負担となります。
- 2、11月から3月まで、冬期加算（暖房費）として、5,410円は自己負担となります。
- 3、『サービスの提供に要する費用』は対象収入額に応じて負担額が変わります。
- 4、『対象収入』とは、前年（1月から12月）の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- 5、上記利用料金のうち、『サービスの提供に要する費用』、『生活費』及び『冬期加算（暖房費）』は、仙台市の定めた額を上限としており、仙台市の基準が改定された場合は徴収額が変更されますので、ご承知おき下さい。